

令和6年度和寒町農業振興施策に関する意見

和寒町の農業は、恵まれた自然条件を生かし、先人のたゆまぬ努力によって、安全で安心な農畜産物の生産と食糧の供給基地として重要な役割を果たしているとともに、良質な水と空気を育み、国土や自然環境の保全、ゆとりある住みやすいまちづくり、地域社会の維持・活性化と地域文化の継承に大きな役割を果たしており、本町の基幹産業と位置付けられています。

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手の減少、労働力不足、ウクライナ情勢による輸入食料、肥料、燃油等の価格高騰等が深刻な問題となっています。また、日米貿易協定などによる貿易自由化の影響やコロナ禍がもたらした農産物の価格低迷や資材高騰などにより、先行き不透明な状況にあります。

このような状況下で、農業委員会の主たる任務である「農地等の利用の最適化」に向け、農業者の声を幅広く聴き、優良農地の確保と有効利用の促進、遊休農地対策の強化、新規就農者を含めた担い手の確保・育成等を関係機関、団体と連携を図りながら積極的に推進し、農業者が希望と誇りを持って農業に取り組み、次世代に継承して行けるようにすることが、責務と考えます。

町におかれましても、次世代に安心して継承出来る農業振興のための各種施策を推進されますよう、農業委員会等に関する法律第38条に基づき意見書を提出いたします。

令和5年12月4日

和寒町長 奥 山 盛 様

和寒町農業委員会会長 青 塚 貢

和寒町農業振興対策について

1. 農業生産振興対策について

(1) 近年、自然災害により、農作物への被害が全国各地で発生しており、農業者の努力が報われない大変厳しい状況にあります。

また、TPP11 や日 EU・EPA、日米貿易協定等により、農業への影響が懸念され、農業の未来がどのようになるのか不透明で不安が尽きない状況です。

このことから、農業者が生産意欲の持てる農業振興施策を講じられたい。

(2) 水田活用交付金制度の見直しにより畑地化した農地について、純粋な畑作経営を展開するには、国や道の支援が必要であり、農地の基盤整備や土壌改良、新たな投資が必要となることから、畑作経営に対する支援対策を講じられたい。

(3) 本町特産野菜の南瓜や越冬キャベツは重量作物で重労働であることから作付面積は年々減少しており、高齢化や後継者不足、労働力不足が喫緊の課題となっています。

農業の省力化を目指して、スマート農業などの最新技術に対応した農業機械の導入や労働力確保のため、国や道の制度を積極的に活用し具体的な組織体制を構築すると共に実施主体に支援と負担軽減措置を講じられたい。また、関係機関と連携の上、スマート農業の現状、先進事例を参考に試験研究するなど対策を講じられたい。

(4) エゾシカやアライグマ、ヒグマ等の有害鳥獣による農作物への被害防止については、引き続きハンターの育成、支援を講じられたい。電気牧柵等の設置についても必要な支援を行う他、有害鳥獣を寄せ付けない忌避剤等を農業活性化センターで研究、検証し一層の駆除対策を講じられたい。

(5) コロナ禍の影響で収入が減少している農業者への対策として、生産基盤の強化とセーフティネットの構築を、国や関係機関と連携し対策を講じられたい。

また、国際情勢による原油価格や肥料・飼料等の価格高騰により経営に多大な影響を受けている農業者への支援を継続すると共に更なる支援対策を講じられたい。

2. 農村活性化対策について

(1) 農業の活性化と継続には後継者の育成と新規就農者の確保等が重要であることから、各農業関係機関と連携を密にし、地域担い手育成センターを中心として、国の施策を活用しながら担い手の育成や新規就農者への支援体制、後継者対策の充実、担い手への農地の集積についても、引き続き支援を講じられたい。

(2) 消費者、特に幼少期からの家庭や教育分野における農業への理解を深め、SDGs や地球温暖化対策など持続可能な農業の実現を学び、農業に親しむ環境づくりのため、町・教育委員会・学校等関係機関・団体が連携して食育、農育、地産地消の推進を講じるとともに、和寒産農畜産物の販路拡大に向け、インターネットや SNS 等を活用し、更なる情報発信や PR 活動の展開を講じられたい。

また、稲わら焼却等の煙害による健康被害等を無くすための積極的な対策強化や、二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」の実現とクリーン農業の実践を講じられたい。

- (3) 山間地の農地に隣接する町道に繁茂している笹、イタドリ、小径木等は、農業者による刈り取りは困難なため、町主導の計画的な除去対応を講じられるとともに、河川雑木の伐採や倒木の除去についても、引き続き対応を講じられたい。
- (4) 農業技術の拠点施設である「農業活性化センター」の活用について、現状を踏まえた有効活用と農業者の育成、指導、新規就農希望者への研修等の機能充実を講じられたい。
- (5) 農業が求職者にとって魅力あるものとなり、職業選択肢の一つとなるよう農業所得向上のための施策を推進すると共に外国人技能実習生や障害者を受入れ農福連携の推進など多様な人材を農業に取り組み定着させる取り組みを通して、農業分野の人手不足解消の解決と農業生産性の向上に支援を講じられたい。

3. 農地対策について

- (1) 農業の経営規模拡大によって、作業効率の向上や収益性の確保が求められるなか、それらに欠ける耕作条件不利地で遊休農地が増加していく懸念があります。農地は食糧の安定供給の基盤であり、農村環境の保全を図る上でも、関係各機関と連携し、農地の有効利用につながる遊休農地解消（再生利用）対策として、多面的機能支払交付金の予算確保及び組織の負担軽減と、中山間地域等直接支払交付金では、中山間地域の営農確保や農地確保のための支援を講じられたい。
- (2) 農村社会を維持していくためには、農業の生産性の向上、作業効率を上げるための区画整理や圃場の大区画化、暗渠の施工、用排水路の有効利用などの生産基盤整備が重要であることから、計画的な農業基盤整備事業の推進と受益者負担軽減の拡充、農業者の要望に応じた事業推進のための十分な予算措置の確保を講じられたい。
- (3) 近年、毎年のように集中豪雨等による農地災害が発生していることから、不良排水・河川調査・整備について引き続き対応し、被害を未然に防止する対策を講じられたい。
また、各環境保全会の協力を得ながら田んぼダムなどの被害軽減対策も引き続き講じられたい。
- (4) 法定化された人・農地プラン（地域計画）策定にあたり、農地、地域農業をどのように維持、発展していくか、地域の担い手・農業委員会・JA・土地改良区等幅広い意見を取り入れながら協議していくと共に、農地の出し手・受け手の意向調査を踏まえた目標地図素案作成への支援を講じられたい。